

旧優生保護法下における優生手術に対する補償及び救済を求める意見書（案）

1948年制定の旧優生保護法は「優性上の見地から」「不良な子孫の出生を防止するとともに母体の生命健康を保護する」ことを目的としていた。そのため、1996年に同法が「母体保護法」に改正されるまでに、遺伝性精神疾患や知的障害等を理由に、本人の同意のない強制不妊手術や人工中絶等が、国の通知と都道府県の行政措置のもと多数実施されてきたのである。厚労省によれば、同法の下での優生手術を受けた約2万5千人のうち、「強制」は1万6,475名とされ、本県においても2割程度残されているという厚労省の記録には174名が記載されている。しかしその後の調査で、対象者はさらに増え続け、千葉県においても続々とその実態が明らかになりつつある。

そもそも、旧優生保護法における「不良な子孫の出生を防止する」という「優生思想」の障がい者に対する差別意識は、日本国憲法第13条に明白に抵触し、現在の国際社会において通念とされる権利擁護の考え方からすれば断じて容認されるものではない。すでに2016年に国連女性差別撤廃委員会により、日本政府に対し優生手術被害者に対する補償措置等を求める勧告がなされていた。

本年1月、宮城県内の60代女性被害者による国家賠償法による損害賠償の訴えが仙台地裁に提訴され、これによりようやく国も動き始めたのは余りにも遅きに失した事態である。

政府においては早急に実態調査し記録を保存することは当然であり、さらに、各自治体に任せただけの形式的な調査のみではなく、本件に関わる政府と国会の責任についても徹底的に検証すべきである。そして何よりも被害者に対して実質的な補償及び救済の早期実現を真に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

千葉県議会議長

内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
厚生労働大臣
内閣官房長官 あて